

平成 28 年 3 月 10 日  
高齢施策担当部介護保険課

### 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を行う。

#### 記

##### 1 区外指定地域密着型サービス事業者等

練馬区民が利用している区外の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、法第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外の指定事業者の更新については、練馬区が利用を認めた被保険者のみに効力を有することとなる。

#### 【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
グループホーム なごみ浅草	東京都台東区 浅草七丁目 5 番 4 号	株式会社 大起エンゼ ルヘルプ	27 名	平成 22 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日 (指定有効期間満 了日：平成 28 年 3 月 31 日)

※ 平成 28 年 3 月 1 日現在、練馬区被保険者の利用者は 1 名である。